

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(令和3年度第2回)

1 日 時 令和4年3月9日(水)
午後2時から午後3時まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第6会議室

3 出席者

(1) 委員

片山 正明
加藤 隆之
木野 貴夫
佐伯 ヨシ子
堺 美佐子
佐々木 秀智
水野 洋子
椋田 實

(2) 市職員

生活環境部観光プロモーション課長	小塚 栄志
生活環境部観光プロモーション課事業推進係長	
	森影 亘
福祉保健部障害者福祉課長	山田 英紀
福祉保健部障害者福祉課長補佐	古田 裕樹
福祉保健部障害者福祉課	甚野 祥子
教育部指導室長	並木 茂男
教育部指導室主幹	目黒 昌大
教育部指導室指導係長	小暮 淳史

(3) 事務局

政策総務部広報課長	梶田 斉邦
政策総務部広報課長補佐	高橋 清和
政策総務部広報課広聴担当主査	隅内 裕

4 議 題

- (1) 本人以外からの収集の制限について (審議事項)
- (2) 収集禁止事項の収集について (審議事項)
- (3) 個人情報取扱事務届出の一覧について (報告事項)
- (4) その他

5 議事要旨 別紙のとおり

令和3年度第2回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

〔 資料確認、開会挨拶については省略します。 〕

(会長) 議題(1)の審議事項のうち、ア、本人以外からの収集の制限の1件目、「府中市立心身障害者福祉センター防犯カメラ設置及び運用事務」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) 着座にて失礼いたします。それでは、お配りしました「令和3年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料」に基づきまして、ご説明させていただきます。

初めに、2ページの「個人情報の取扱いについて(諮問)」を御覧ください。諮問書を朗読させていただきます。

--- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---

(広報課長補佐) 続きまして、26ページをお願いします。「府中市個人情報の保護に関する条例」第7条を御覧ください。こちらの条文は、個人情報を収集する場合は本人から収集することを定めたものでございます。第2項に、例外的に本人以外から収集できる場合として、第9号に本審議会の意見を聴いて、公益上特に必要であると認められたときも、本人以外から収集できるとしております。本件につきましても、この規定により、本審議会にご意見頂きたく諮問するものでございます。

それでは、1つ目の「府中市立心身障害者福祉センター防犯カメラ設置及び運用事務」につきまして、ご説明させていただきます。4ページをお願いします。こちらは、府中市立心身障害者福祉センターにおいて、施設の警備及び防犯体制を強化のため、防犯カメラを設置・運用するものでございますが、対象者の容姿に関する情報を本人以外から収集することが、府中市個人情報保護に関する条例第7条の収集制限事項に該当いたします。個人情報を本人以外から収集する可否について、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(会長) ありがとうございました。それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等をお願いいたします。

(委員) こちらは、データについて、第9条に書かれていますが、個人情報についての取扱基準というところでは、具体的にはどのような取扱いになっているのでしょうか。

(障害者福祉課長補佐) データの取扱いについてでございますが、防犯カメラに映ったデータにつきましては、ハードディスクに30日間保存されることになり

ます。そのハードディスクにつきましても、施錠等のできるところで管理させていただく予定でございます。

(委員) ハードディスクは心身障害者福祉センターに設置するのですか。

(障害者福祉課長
補佐) はい。

(委員) 例えば、カメラの下とかに、「カメラを置いています」といったマークはよくありますが、そういったものは貼り付けるのですか。

(障害者福祉課長
補佐) 防犯カメラを設置しているという情報につきましては、まだこれから検討するのですけれども、入口に設置する旨を掲示するか、カメラが設置してある場所に掲示するかにつきましては、これから、施設とともに検討してまいりたいと思っております。

(会長) 他にはありますか。

(委員) 今の件ですけれども、センターに保管するとのことですが、ここには特に「キャビネット」としか書いていない。センターのキャビネット、センターというのはどこにあるのでしょうか。

(障害者福祉課長
補佐) センターといえますのは、この防犯カメラを設置いたします府中市立心身障害者福祉センターの事務室内でございます。

(委員) もう1つよろしいですか。全体的な話なのですけれども、以前もありませんが、防犯カメラの設置に関しては設置場所ごとに審議するものでしょうか。

(広報課広聴担当
主査) そうなります。

(委員) 今回は2か所ということなのですか。

(広報課広聴担当
主査) そうです。

(委員) はい、結構です。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

(委員) この福祉センターは、南町にある「きずな」と呼ばれるところですよ。そこには、まだカメラはなかったのですか。これから、新しく

設置するのですか。

(障害者福祉課長補佐) こちらの心身障害者福祉センターにつきましては、資料2にございますとおり、昭和57年から設置しているものでございまして、現在、平成18年から指定管理者制度を導入しております。今年度、指定管理者の更新がございまして、その更新の際、色々これまで防犯カメラの設置について議論がされておらず、また設置していないことは、大変遅くなってしまったのですが、この段階で分かりましたので、市の所管施設につきましては、防犯カメラが設置されているものと認識しておりますので、このタイミングで心身障害者福祉センターについても、防犯カメラを設置させていただければと思っております。

(委員) カメラの目的といいますか、目指すところは何でしょうか。この諮問資料を見ただけでは分からないのですが、何を目的としているのですか。

(障害者福祉課長補佐) 防犯カメラの設置の目的についてでございますが、1つとして犯罪の抑止及び万が一、犯罪が発生したときの証拠。あと1つ、あつてはならないのですけれども、施設の利用者の特性上、外に出て行ってしまふ可能性も否定できませんので、その確認のために出入口の3か所に設置させていただきたいと思っております。

(委員) 直接関係あるかどうか分かりませんが、最近、撮影した顔などを認証する技術がありますよね。そういったことはやらないで、一応、何かあったときのためにということですか。

(障害者福祉課長補佐) 個人の顔の認証装置は、今のところ、付ける想定ではございません。

(委員) 先ほど、指定管理者というお話があったのですけれども、過去にもこのような防犯カメラについて、指定管理者が管理するという事例があるのですか。

(広報課広聴担当主査) 他の施設のカメラにつきましては、例えば、生涯学習センターのような既に指定管理者が管理をしている施設で防犯カメラが設置されている事例がございます。

(委員) 分かりました。指定管理者はおそらく5年で変わるかと思うのですけれども、その都度、その辺りの管理はどのようになりますか。例えば、別の会社になるときにも、それは確認などを取るということでしょうか。

(広報課広聴担当主査) おっしゃられたとおりで、基本的には、事業者が変われば、防犯カメラについても、その取扱い等について引継ぎをしていくことが基本的な運用と考えております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) もしかしたら、以前も聞いたかもしれないのですが、指定管理者がデータ管理者になるのでしょうか。それとも、市ですか。設置は市がやっているのですよね。そうすると、このデータ管理はどちらになるのですか。

(障害者福祉課長補佐) 日々の管理につきましては、市の職員が常駐しているわけではございませんので、指定管理者のほうに委託の内容に含められる形になるかと思うのですが、データの保存の責任につきましては障害者福祉課のほうで持つことになっています。

(障害者福祉課長) 今回、データの管理の最終的な責任者は障害者福祉課長としておりますので、市で管理するものとなっております。

(委員) では、その市と管理業者との間に、防犯カメラの取扱いに関して、契約書のような取り決めはあるのですか。

(障害者福祉課長補佐) 令和4年度から設置を予定しておりますので、指定管理者と市のほうで運用規定のようなものを定めて、こちらで管理体制を確認できるようにしたいと思っております。

(委員) そういった管理の方法やチェックの仕方、責任の割振りなどそういったところをきちんと決めていただく。

(会長) 他には、ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、認めるでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) では、本審議会としては認めることといたします。どうもありがとうございました。

(広報課長補佐) 続きまして、2つ目の「観光情報センター等防犯カメラの設置及び運用事務」につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いします。こちらは、観光情報センター及び郷土の森観光情報センター(郷土の森観光物産館)において、施設の警備及び防犯体制を強化のため、防犯カメラを設置・運用するものでございますが、対象者の容姿に関する情報を本人以外から収集することが、

府中市個人情報保護に関する条例第7条の収集制限事項に該当いたします。個人情報を本人以外から収集する可否につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

なお、本事務につきましては、両施設とも開館当初から実施しているものですが、本審議会への諮問がなされていなかったものであり、諮問が事後になってしまいましたことをお詫びいたします。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等をお願いいたします。

(委員) こちらについて、先ほどの心身障害者福祉センターと同じような管理方法ということになるのですか。こちらのほうの取扱い基準も、7条以下のところの説明であって、キャビネットに保管してあって、ある程度の一定期間保管するということになるのですか。これは大体同じように理解してよろしいのですか。

(観光プロモーション課事業推進係長) 資料の10ページ、第10条に記載されておりますとおり、原則として7日間、データの保存をしております。ハードディスクに7日間保存して、7日以降は消去されるような形で運用しております。

(委員) 1週間ということ。

(観光プロモーション課事業推進係長) 1週間です。

(委員) 先ほどの件では1か月だったのですけれども、これは何か理由があるのですか。先ほどの福祉センターだと30日間保管して、観光情報センターだと7日間だと。これは何か理由があるのですか。

(観光プロモーション課事業推進係長) 開館当初から7日間の運用ということで進めてまいりまして、設置している理由としましては、施設が破損された場合や万引きが起こった場合に状況確認に使用すると考えておりますので、1週間程度で、それ以上はむやみに収集することはないようにということで、1週間に設定しております。

(委員) これも保管場所は、事務室に何か設置してあるのでしょうか。

(観光プロモーション課事業推進係長) データのほうは事務室内で保管しております。一般の方から見えないところに保管しております。

(委員) これも先ほどの障害者と同じようにどこかに委託しているのですか。観光情報センターも。

(観光プロモーション課事業推進係長) こちらは市の施設になりますので管理者は市になっておりますが、商品の販売などに係る業務運営の委託は観光協会に委託をしております。

(委員) 今おっしゃったのは観光プロモーション課が担当するという話だと思うのですが、先ほどと同じように基本的には市が責任を持っているということで理解してよろしいですか、データの管理ということで。

(観光プロモーション課長) そうですね。今お話しさせていただいたのは、この観光情報センターの方を委託しているのですが、こちらの防犯カメラの管理につきましては、市が行っておりますので、基本的に他の方に操作等をしていただくということは想定しておりません。

(委員) 了解です。

(委員) 質問、よろしいですか。先ほどのハードディスクの保管のことで、7日とか30日とかありましたけれども、その意味というのは、その期間を過ぎるともう全く中は見られないという状態になるということですか。

(観光プロモーション課事業推進係長) はい。そのとおりです。

(委員) そういうことなのですね。随分、期間が短いなと思ったのですが、それで今まで差し支えがなかったということでしょうか。

(観光プロモーション課事業推進係長) はい。

(委員) 分かりました。

(委員) 今の話ですが、削除というのは本当に削除なのですか。インデックスだけ消しているわけではないですよね。普通の削除をやると、インデックスしか消えないから中身は残ってしまっていて復帰ができてしまうので、ちゃんと消しているのでしょうか。

(観光プロモ) ハードディスク上で1週間以上のデータは消える設定ができるよう

ーション課事業推進係長) になっておりまして、そちらで完全に削除します。

(委員) なるほど。

(委員) 12ページ辺りの写真を見ますと、何か画面のモニターの写真のようなものがありますが、これはどこかで見られるものなのですか。モニターが置いてあるのでしょうか。

それと、11ページのこの観光情報センターですが、このカメラの設置場所は、この観光情報センターは大國魂神社の横ですよね。公衆トイレがあったりするところなのですが、このカメラはトイレの出入りの人を見ているのですか。

(観光プロモーション課事業推進係長) まず、カメラの映像につきましては、普段は見られないようになっておりまして、今回こういった形でモニターがありますということで、資料用に電源をつけて見えるようにしております。普段は見えないようになっております。

施設管理上のところで、防犯カメラを設置しておりまして、特に、くらやみ祭の際ですとか、トイレを破損するような方が、酔っ払ってトイレのドアを蹴るなど、そのような行為をする方がいらっしゃることもありますので、施設に被害がないようにということで、防犯カメラを設置しているところでございます。

(委員) 先ほど文章の中に、防犯カメラで撮影していることを明示すると書いてありましたけれども、私も実はよくここを使っているのですが、あまり気がつかなかったなと思います。この通路のところに、やはり書いてあるのですよね。このちょうど中通路のところですよね。

(観光プロモーション課事業推進係長) はい。非常に見えにくい部分もあるかもしれませんが、この機会に見直しをしたいと思います。

(委員) 一応、あるわけですよね。

(観光プロモーション課事業推進係長) はい。

(会長) 他には、いかがでしょうか。そうしましたら、私からなのですが、もちろん、取り外せというのはすごく不合理ですので、そこまで申しあげるつもりはないのですが、防犯という目的で公の施設だったら全部防犯カメラをつけることができるということになりがちだと思うのですよ。

この施設は、先ほどの施設とは大きく違うと私は思うのです。先ほどの施設については、防犯目的に加えて、あとは福祉施設ですから、様々な想定があってもおかしくないのかなと思うのですが、こちらの施設は、交番が脇にあって、本当にそんなに事件があるのかな、と思います。また、何年間かつけていらっしやいますよね。本当に有効活用されているのか少し疑問があります。

もっとも、防犯の意味では、有効活用されなくてもいいという考えももちろんあると思うのですが、このケースですら設置できるのだったら、公の施設は全て設置できるというようになりがちだと。それはもう仕方がないという考え方もあると思うのです。公の施設はやはり全部あったほうがいいのだという考えもあっていいと思うのですが、その議論を本当はちゃんとしないと、歯止めなく全部つけられてしまうのではないかという気がします。このようなテーマを市全体で協議するというのは難しいのかもしれないのですが、むしろあるべきところには付けて、無くてよいところは外していくとか、そういったことも考える必要があるのかなという気しています。今回、ノーということまで言うつもりはないのですが、少し疑問を感じました。

そうしましたら、皆さん、異議はないということで、本件につきまして認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) それでは、本審議会としては認めるということで、ありがとうございました。

続きまして、審議事項のイの収集禁止事項の収集について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) では、それでは、資料の17ページをお願いします。この事業は、児童・生徒に対するわいせつ行為などの防止をするため、依頼前・依頼段階において、市立中学校部活動における外部指導員候補者の経歴を十分に確認する必要があることから、刑罰歴等の犯罪に関する情報を収集することが府中市個人情報保護に関する条例第8条の収集禁止事項に該当するため、収集の可否を諮問するものでございます。

お手元の先ほどお配りしました追加資料の「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項」の6ページを御覧ください。(3)の「児童生徒に対するわいせつ行為等の防止等」を御覧ください。そのうち7ページの「採用前・採用段階における取組みの推進」を御覧ください。採用関係書類において、賞罰欄等に刑事罰のみではなく、懲戒処分歴等の明示的な記載を求めたりすることなどにより、採用希望者の経歴等を十分に確認し、適切な採用判断を行うことの必要性について、周知するこちら文部科学省からの通知となっております。

収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

(会長) ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(委員) 対象は外部指導員、正式にはこう言うのですかね、外部指導員、例えば色々なサークル・部活動の補助をするような方というイメージでよいのでしょうか。私も最近の小中学校はよく分からない。ここで言う外部指導員とは、いわゆる教員採用などとは関係なく、サークル・部活動を指導する人を採用するというような意味の方で、その者によるわいせつ行為などを未然に防ぐための調査を許可するというものですか。

(指導室指導
係長) 外部指導員につきましては、中学校における部活動において顧問教員に準ずる任務をしていただいたり、または技術指導をしていただく協力者の方でございます。よって、教員の採用とはまた別のものになります。以上でございます。

(会長) 他にはありますか。

(委員) 提出していただく書類は、経歴確認書というものになるのでしょうか。仮に経歴確認書とか、そういう個人に関する経歴のやつを一旦出してもらって、不採用の場合、その経歴に関する書類等はどのような扱いになりますか。例えば、民間であれば不採用や辞めた場合は戻すとか、お返しするという取扱いがあるのですが、その辺りはどうなっていますか。

(指導室指導
係長) こちらの経歴確認書でございますが、提出いただいた後については、府中市立学校文書管理要綱に基づき、学校での保管となります。

 なお、この要綱で保管する文書につきましては、現任の方のみということになっておりますので、依頼をしなかった方の文書につきましては即時、学校のほうで廃棄をするという流れになります。以上でございます。

(委員) ありがとうございます。

(委員) こちらの外部指導員は有償の方に限定しているのですか。ボランティアでなさるような方というのはいらっしゃらない。

(指導室指導
係長) こちらの外部指導員ですが、まず原則については、謝礼をお支払いする方になっております。一部謝礼を辞退される方もいらっしゃるのですけれども、その方につきましても同様の趣旨で、こちらの確認書

のご提出をお願いするような形で予定しております。以上でございます。

(委員) 児童・生徒に対するわいせつ行為などは現在、ここ何年か、正規の教員であっても後を絶たないというか、ニュースではどの例も年齢を問わずというか、30代であれ50代であってもそういうことを繰り返した教員がいるということで、どこかの時点で発覚して処分を受けることになっているのだと思いますけれども、大変多いと思っています。

この場合は外部指導員ということですが、その採用の時点でどこまでチェックできるかなということがすごく心配ではあります。例えば、府中市の場合は外部指導員がどういう形で具体的に応募をされているのか。府中の広報紙などがありますけれども、具体的に応募方法というか、その辺を教えていただければと思います。

(指導室指導係長) 外部指導員の応募につきましては、広く応募をしているものではございません。学校で人選をいたしまして、面接等を行った上で依頼をするかどうかという判断をしているところでございます。例えば元教員の方であったり、地域のスポーツ団体の方であったり、またはその学校の卒業生といった学校とのつながりや情報のある方を中心に候補として選定をしているところでございます。以上でございます。

(委員) 確認なのですが、こちらはわいせつだけではなくて、暴力とかパワーハラスメントなども含むということですか。

(指導室指導係長) 刑罰歴に記載する内容について、わいせつに限定するかというご質問でよろしいですか。

(委員) 限定されているか、されていないか。

(指導室指導係長) 今回の予定では、限定しておりません。例えば、傷害事件なども含むものと捉えております。以上でございます。

(委員) おそらく、今の辺りが微妙なところなのだろうと思うのです。一応こちらに「経歴確認書(案)」というのがついていて、一番下のほうに犯罪歴の有無と処分歴の有無と書いて、あくまでも自己申告になっているのですが、これは随分軽い感じがします。これで分かるものなのでしょうか。

(会長) ごめんなさい。分かるというのはどういうことでしょうか。

(委員) 要するに、本人が「ありません」と言ったら、もう「ないですね」という形になってしまうのではないかと。

(指導室指導
係長)

こちらの経歴確認書については、あくまで自己申告のために用いるものと考えております。この確認書の内容も踏まえて、学校長が面接等を行って人選をしていくような形で考えております。ただ、ここに記載の内容に虚偽があった場合、または、そういったことが後日判明した場合につきましては、やはりその方との信頼関係、その方が信頼できるかという部分の問題がございますので、もしそのような事例があった場合には、そこも踏まえて継続して依頼するかどうかというのを学校長が判断していくようになります。以上でございます。

(委員)

この関係でもう少しよろしいですか。そのような話でおそらく運用していくのだと思うのですが、例えば、逮捕歴というのは、私も詳しくは分からないのですが、逮捕歴というのはどういう状況が逮捕歴になるのですかね。起訴されたとか、されないとか。逮捕イコール起訴ではないし、という話があるよね。どうなのでしょう。これは書く人が理解して書くのですかね。逮捕されたことのみでいうと、結構逮捕されているような気がするのですが。

(指導室指導
係長)

ご心配の点は確かにあるかと思えます。こちらのほうで求めているのは、逮捕された後に起訴されて有罪になったというような事実の情報を収集したいというところでございます。逮捕後、やはり無罪だったので釈放されたとか、そういった事例もあるかと思うのですが、そういった内容の情報につきましては、記載を求めるものではないと考えております。よって、こちらについては修正を検討したいと考えております。以上でございます。

(委員)

ここでそのようなことができるかどうか分からないのですが、非常に子どもに関わる重大なことだと思いますので、このような経歴書などを出して、面接で判断するということはもちろん基本であると思うのですが、それ以外に、やはり雇う側の、例えば、管理職などの横のつながりの情報をぜひきちんと密にさせていただいて。例えば、府中市外から人を入れるとかそういうときなどにも。

実際にそのような方が仕事を持つ場合の重要さというのがすごくあると思うのですね。例えば本当にこれは外部指導員ですが、講師という立場で実際に子どもに関わる教員を雇う場合なども、残念な方が講師として採用されてきますと、たとえ犯罪を起こさなくても、子どもの毎日の生活に影響してくるのですね。

子どもたちは、大人に寄り添おうとします。どんな場合も。例えば、虐待する親にもそうですよね。子どもは自分の親を悪くは言いません。と同様に、指導者に対してなかなか悪いことは言えないのですよね。そういうことを踏まえて、採用する側はぜひ情報を入れる方法を色々と考えてほしいなと思っております。

(指導室指導係長) ご意見ありがとうございます。現在、こちらの外部指導員に限らず、重大事案につきましては、全校の管理職に共有するという対応を行っているところですが、こちらの外部指導員に関する情報につきましても、各校で必要な情報が共有できるように、方法等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員) 少し伺っていいですか。府中市では外部指導員で懲戒処分になる件数は、年間でどれくらいあるのですか。

(指導室指導係長) 人数、どれくらいの方がいらっしゃるのかということですか。

(委員) はい。

(指導室指導係長) 今年度の2月上旬までの実績での数字になりますが、実際に指導していただける方は148名でございます、合計80の部活動に配置をしております。以上でございます。

(委員) 懲戒処分の決定を受けた方がどれくらいいますか。府中市で。

(委員) 全国に273人と書いてありますけれども、府中市ではどのくらい年間いらっしゃるのか。

(指導室指導係長) 府中市の外部指導員の方につきましては、わいせつ関係の事案はございません。

(会長) ごめんなさい。外部指導員はそもそも処分対象ではないですよ、おそらく。

(指導室指導係長) はい。

(会長) ですので、事案としてあるかという話になってしまうと思うのですが、おそらく聞いたかったのは、通常の教員でどのくらいいますかという話だと思います。

(指導室長) ここ数年は聞いていないところです。そういった発生はございませんが、7、8年前に1件あり、懲戒処分で懲戒免職の案件があったと聞いております。以上でございます。

(委員) それは例えばわいせつではなくて暴力とかパワハラというかそういうものというのは把握されていますか。わいせつ以外のそういう事案といますか。

(指導室長) 暴力となりますと、いわゆる体罰案件というところかと思えますけれども、体罰につきましては残念ながら1年に1件、2件程度、毎年ございます。以上でございます。

(委員) 内容的には私もこちらの実施は、イエスだと思うのですが、ただ運用が相当難しいかなという気がしています。これは双方、雇われるほうもそうだし、雇うほうにも、という両方とも難しい面があるかと思うのです。特に、ここに犯罪歴や逮捕歴云々といったものがあるので。もう一つさらに、懲戒処分云々というのがあるのですよね。そうすると、これを各個人が書くのでしょうかけれども、どちらかという書かないような気もします。そういったところもあります。ぜひ採用してもらいたいというか、今はもう更生、昔の件は反省してもう立ち直ったから新しく、という人でもやはり駄目と言うべきか、これは運用の問題かと思うのですよね。ですから、ここの委員会というか会議ではよろしいかと思うのですが、運用については相当難しいかなという感じはしているのです。それは、この会の範囲外なのでしょうか。どうなのでしょう。

(指導室指導係長) 確かに、項目として設けたからといって、皆様が正直に書いてくださるというものではないかと思えますし、またそれを強要することはできることでもないと考えておりますが、各学校の校長が面接等で人選するに当たって、これまでは何もない中で面接を行っていたところなのですけれども、今回こういった形で書式を設けて運用に加えることによって、そういった情報が入る確率と申しますか、可能性を高めるといったことに意義があるのではと考えております。

また、もしお認めいただいて運用に加えていく場合には、実際に必要な情報がより多く集まるためにはどうすればいいのかというのは、各学校の意見を踏まえて、随時見直しを行っていきたいと考えております。以上でございます。

(委員) 何かこの情報というのは一種の「核」みたいな感じで、書いてあるから抑制される的な。さっきの防犯カメラも実はそうで、防犯カメラはそこにカメラがありますよというとなんか抑制されるというか、どちらかというとなんか感じがするのです。仕方ないような気もするし、今回としては認めてもいいかとは思いますが。何かそういう意味で、運用で。もしそうであれば、そういうふうな運用するのかどうするのか。結構困ることが多いのではないかなという気はしました。

(委員) 例えば今のご指摘のように、抑止というところが主で。また、ここでその人が申し込んで、採用しようかというときにお断りするときに理由として、ここにあなたはこういった処分、例えば体罰で処分され

ているよね、ということでお断りするための理由にもなるし、採用されていた人がその後問題を起こしたときに、市が適切な採用事務を行っていたのかというときに、やはりここで「なし」だったという一つのエクスキューズができるのかなという、そういう効果が、意味があるのかなと私のほうでは考えています。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

(委員) この経歴確認書というのは履歴書みたいなものですよね。そこに犯罪の有無などを正直に書いて採用されるとは思えませんよね。正直に書いたから、ではあなたを採用しましょう、という校長先生はいないと思うのです。だからあまり意味ないと思うのです。学校としては、一応聞いたではない、と。リスクを回避するような意味でこれがあるのかなと思うのですけれども。それよりも、少し前のニュースでは、学校の先生のことなどが色々と話題になって、マスコミ等でも、学校のデータベースのことなんか、データベースを持ってチェックするなんて話をしていましたね。そういうことはどうなのでしょう。そこまではしませんか。

(会長) 要するに、普通の教員の場合は検索ツールを使うと思うのですが、文部科学省の通知の8ページに書いてあるのですけれども、その検索可能期間を直近40年に大幅に延長して、普通の教員であれば、正規の採用であればその検索ツールを使えると。ところが、外部指導員の方々は正規の職員はないので、結局、そのツールが使えるようにはなっていない。使ってはいけないという形になっているので、任意で書いてくださいと情報提供を求める形しか手立てがないのですね、おそらく現段階では。私も個人的には、正直に言って、これは検索ツールをそもそも使えるべきというか、こういった人に対しても当然使えなくてはいけないのだと思っています。

ただ、お話を伺っていて思ったのが、今までだと、結局退職した教員や地域で密接に関係している人に、お金はほとんど出ないのだけれどもやっていただきたいとお願いし、好意でやってくれている関係があったと思うのですよね。それが、そのままいいのかどうかというところが難しいところで、きちんとした形を取らないといけないのではないかということなのではないかなと思うのですよね。

今までよく知っているから、あなたにお願いできないかという関係だったと思うのですよね。でも、全然分からない人が入ってくる可能性もゼロではないとすれば、私は見て思ったのは、競技歴とか指導歴というのですけれども、それももちろん関係あると思うのですが、普通は、履歴書は取るべきかなと。つまり、どこを卒業してとか、そのバックボーン、背景が記載事項としてないことが、少し「え？」と思ったのですよね。それプラス経歴確認書を出して、ということだと思うのですよね。

先ほどおっしゃったように、本人が正直に書いてくるわけがないとおっしゃるのはそのとおりで、だから、本当は検索ツールを使えるべきだと思うのですよ。ただ、「それを書かせるのだったら、私はやっぱりやらない」と言う人は出てくると思います。「そんなことを書かせるというのだったら、冗談じゃない」と言う人もいると思うのですよ。だから、そういう方も全くゼロではない。

とはいえ、結局、現段階で検索ツールが使えないのであれば、これしか方法がないかなと思っています。むしろ、履歴書を取ったほうがいいのではないかと。それは記録として、もらったほうがいいのではないかなと。

あと、先ほど話に出た逮捕歴ですけれども、逮捕歴は削除すべきだと思います。というのは、逮捕してその後起訴猶予になったとかいうケースの中には、確かに有罪なのだけれども、諸事情を考慮して起訴猶予というのも、もちろんあるわけです。その場合は、逮捕歴は意味を持っているかもしれないけれども、やはり証拠が十分なくて起訴猶予や不起訴という処分ということもあり、その辺りの事実関係自体はやはり確定していないので、それを行政側が確定するようなことはやってはいけない、できないと私は思うのです。そこでもめごとになりかねない。やはり、そこは裁判所が判断した刑罰が重要ということですよ。犯罪歴がきちんとある。もしくは処分歴、その組織内の云々、という場合に限定しないと、逆に問題になるかなという気がしますので、削除した方が私はよいのではないかなと思います。

(委員) そうだと思います。1ついいですか。せっかくこれが出ているので少し気になったので。性別は「どちらでもない」、「返答しない」というのはなくてもよいのですか。これ公的に決まってしまうと、このとおりに行ってしまうと思うのです。

(指導室指導係長) ご意見ありがとうございます。確かに今は多様なという部分もありますし、そういった方々への配慮も教育の分野においても重要なところでございますので、こちらの記載については第三の選択肢ということを書くかどうかというところは検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

(会長) 他には、いかがでしょう。

(委員) 経歴確認書のところなのですけれども、やはり先ほど会長もおっしゃったように、逮捕歴というのは結構厳しいかなと。例えば、犯罪歴などは多分難しいかなと思う。逆に、先ほど先生がおっしゃったように、この人を推薦するような、推薦人ではないですけれども、そういう指導歴とかそういうのは書いてもらって、推薦書のようなものがあったほうがいいのかなと思うのですけれども、そういうのは法的にはどうなのですか。

(会長) 色々な情報を集めたほうがいいということはあるかもしれないですよ。任意で書けるというか。

(委員) 保証人というと厳しいですけど。

(委員) それはもう書かないで、採用のときに、あの人はいいよとか、指導がうまいよというのあれば、すぐ叩くというか、そういう厳しい対応、指導をするというのがあれば、そこで判断するというのはあると思うのですけれども、その形式的なところで、こういった指導歴・競技歴を書いてもらってもいいのではないかなと。その一環で犯罪歴や処分歴などは必要なのかなと。だからこの用紙でいいのではないのかなというのが私の考えです。

(指導室指導係長) ご意見ありがとうございます。経歴確認書に項目を設けるかどうかということも含めてなのですけれども、幅広く情報を収集した上で人選をするというのが非常に重要な点かと思っておりますので、収集できるやり方について改善といたしますか、確認したいと思っております。以上でございます。

(会長) 他には、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
そうしましたら、本審議事項につきましても認めるということをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) では、認めるということで、ありがとうございました。
これで全ての次第の諮問が終わりました。諮問に対する答申書は後日、私が独自に作成し、委員の皆さんにご確認を頂いたうえで提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) 続きまして、次第の2の(2)の報告事項について、事務局よりご説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、報告事項の個人情報取扱事務届出の一覧について、事務局より説明させていただきます。22ページをお願いします。資料3「報告事務一覧表」としまして、新たに目録に追加する事務、目録から削除する事務及び既に届け出た事務の内容を変更するものがございまして、ご報告させていただきます。

内容の説明の前に、26ページをお願いします。下段にございます「府中市個人情報の保護に関する条例」第9条を御覧ください。こち

らの条文は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。第1項で、実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは市長に届け出ること、第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、第4項で、当該届出について、市長は審議会に報告すること、第5項で、目録を作成し一般の閲覧に供することが定められております。本報告は、この規定に基づくものでございます。

それでは、22ページにお戻りください。こちらは令和3年度における報告事務一覧表でございます。表の上段の「新たに目録に追加する事務」を御覧ください。詳細な説明は省略させていただきますが、No.35及びNo.36は本日諮問させていただいたものとなっております。そのほかの事務については、事業開始に伴い、申請者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱うものなどがございます。

続きまして、表の下段の「目録から削除する事務」につきましては、事業の廃止に伴い削除するものでございます。この追加・削除により、目録への掲載は663事務になる予定でございます。

次に、23ページの表の上段の「既に届け出た事務の内容を変更するもの」につきましては、46の事務がございまして、No.46は本日諮問させていただいたものとなっております。そのほかの事務については、事業内容の変更に伴う修正、根拠法令等の改正に伴う修正などがございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(会長) そうしましたら、本件は報告ということでした承と致したいと思います。

続きまして、次第の3、その他について事務局から何がございませんでしょうか。

(広報課長補佐) 今後のスケジュールとなりますが、前回の審議会で個人情報保護法の法改正の概要についてお話しさせていただいておりますが、令和4年度中に条例改正の必要がございますので、来年度については条例改正に向けた市の考え方、方針について審議会からのご意見を頂き、その方針に基づいて今後条例案などの例規整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

(会長) ありがとうございました。他にございますでしょうか。

(広報課長) 本日は他の公務と重なっておりまして、途中からの出席となりました。大変申し訳ございませんでした。

 只今、課長補佐から申しあげましたとおり、法の改正を受けまして、どの自治体も今回の課題について、共通で対応しなければいけないという中で、法整備されることによって行政側で対応できる部分もかなり狭められているところがございます。そのような中で、府中市で決めなければいけないことが幾つかございますので、そういった点につきまして、皆様のご意見を頂きながら条例としてまとめてまいりたいと思いますので、ぜひとも来年度、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。

 (質疑なし)

(会長) ないようですので、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。